

C 五郎沼と嶋の堂千手観音

嶋の堂千手観音

C⑭ 嶋の堂を検証する

嶋の堂広泉寺の由来については、同時代の明確な資料を欠くため、後世の資料から推察せざるを得ない。嶋の堂広泉寺の由来については二つの考え方がある。

第一説は、「南北朝時代に（1335年頃に）北朝方陸奥守斯波家長が郡領主となり、家臣築田氏が当地を知行するに及び、築田氏と同行の僧宥存が五郎沼谷地の中島に靈験を覚え、持仏の千手観世音像をまつり、八葉山広泉寺を創建した」とする故工藤隼人氏の見解である。この見解は、嶋の堂の現地説明板に踏襲されている。

第二説は、「奥州合戦（1189）後、源頼朝によって旧領を安堵された樋爪俊衡が、一族郎党の供養のため、廃墟後の比爪館跡の一部（五郎沼中島か）に堂宇を建立し、持仏である千手観音菩薩を奉納した」とする所伝である（『上池家所蔵文書』）。

ここでは、嶋の堂境内に造立された板碑の存在を前提にしながら、嶋の堂広泉寺の創建時期について、二つの説についてそれぞれ簡略に検証してみることとする。

嶋の堂の「乾元二年（1303）碑」は鎌倉時代末期の板碑であり、嶋の堂広泉寺の僧宥存が子息の追善供養のために造立したと考えられている。嶋の堂広泉寺は、南北朝時代（1335頃）に築田氏と同行の僧宥存が創建したとの伝承がある。伝承記録から、宥存は貞治3年（1364）に死亡とされる。したがって、その創建時期は宥存の生存中であり、嶋の堂の「乾元二年碑」の造立年月日前に嶋の堂広泉寺が創建されていた可能性がある。その時期は鎌倉時代末期から南北朝時代前葉と推測される。このことから、宥存が志波郡に下向した時期は、第一説が示すような「南北朝時代に（1335年頃に）」ではなく、鎌倉時代末期まで遡る可能性がある。嶋の堂に所在する「乾元二年碑」は、嶋の堂広泉寺の由来を解く重要な鍵となる。

次に、仮に広泉寺が鎌倉時代末期頃に創建されたと想定した場合、新規に開山されたのか、あるいは五郎沼中島に存在したとされる観音堂を中興して開基されたのかが問題になる。広泉寺の創建を考える場合、樋爪俊衡が創建した観音堂を前提する考え方と前提としない考え方が想定でき、その際、樋爪俊衡が奉納したとする千手観音を前提とする考え方と前提としない考え方が同時に検討する必要がある。したがって、樋爪俊衡が創建した観音堂を前提する考え方は、次のように整理できる。①樋爪俊衡が創建した五郎沼観音堂を築田氏・僧宥存が広泉寺として中興開基し、樋爪俊衡持仏の千手観音を本尊としたとする考え方。②樋爪俊衡が創建した五郎沼観音堂を広泉寺として築田氏・僧宥存が中興開基し、

樋爪俊衡の持仏の千手観音像とは別の千手観音像を本尊としたとする考え方。

樋爪俊衡が創建した観音堂を前提としない考え方は、③築田氏・僧宥存が新たに広泉寺を創建し、樋爪俊衡の持仏の千手観音像を本尊としたとする考え方。④築田氏・僧宥存が広泉寺を創建し、樋爪俊衡の持仏の千手観音像とは別の千手観音像を本尊としたとする考え方。以上の4つの考え方ができる。

④は、故工藤隼人氏の見解に基づく第一説と同じ考え方であるが、創建年代が異なるだけである。これまでの推論は、千手観音が樋爪俊衡の時代にすでに存在していたことを前提にした考え方である。それでは、嶋の堂の千手観音はいつごろ制作されたものだろうか。

千手観音像は室町時代に制作されたとの見解が示されている。仮にこれが事実とすれば、樋爪俊衡の生存年中には樋爪俊衡の持仏の千手観音像は存在しないこととなり、①と③の考え方は消え、築田氏と僧宥存が千手観音像を祀ったという②と④の考え方が残る。今後、千手観音像の制作年代を検証しながら、広泉寺の創建年代を精査していく必要がある。

しかし、五郎沼観音堂と広泉寺は、同じ堂宇だったのか、各々独立した堂宇だったのか、広泉寺は当初、どこに建立されたのだろうか、という疑問が生じてくる。

盛岡藩の社寺記録である『御領分社堂』を根拠に想像をたくましくすれば、かつて千手観音像は、「五郎沼観音嶋」の御堂に祀られていたが、享保元年（1716）当時には観音嶋は「堂地斗^{ばかり}」で御堂が存在していなかった可能性がある。観音嶋の御堂は老朽・廃墟化して更地状態にあり、御堂だけ別な場所に再興したと考えられるのが自然であろう。

この間、広泉寺は室町時代の文正元年（1466）以前に修験開山し、観明院と称し、江戸時代を通じて閉山した事実は確認されていない。修験寺院の広泉寺（観明院）は、盛岡藩の修験惣録自光坊の支配下にあり、修験活動を展開していることが知られる。

嶋の堂広泉寺の由来の解明については、同時代の資料やその事績を示す文字資料を欠くため、あくまでも推測せざるを得ない状況にあり、関連資料を精査しながら綿密に検証を重ねていく必要がある。